

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-52 窓ガラス貼付物等</p> <p>7-52-1 性能要件</p> <p>7-52-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(7-51-1(6)に掲げる範囲を除く。)には、次に掲げるもの以外のものが装着(窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。</p> <p>ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第29条第4項関係、細目告示第39条第3項関係、細目告示第117条第4項関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 整備命令標章 ② 臨時検査合格標章 ③ 検査標章 ④ 保安基準適合標章(中央点線のところから二つ折りとなるよう定められた様式によるものに限る。) ⑤ 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第9条の2第1項(同法第9条の4において準用する場合を含む。)又は第10条の2第1項の保険標章、共済標章又は保険・共済除外標章 ⑥ 道路交通法第63条第4項の標章 ⑦ 車室内に備える貼り付け式の後写鏡及び後方等確認装置 ⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、運行中の運転者の状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車にあっては、(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる範囲に貼り付けられたものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (ア) 運転者席の運転者が、V_1点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲 (イ) 前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲又は前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150mm以内の範囲 (ウ) 試験領域B及び試験領域Bを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲 <p>イ 貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車にあっては、(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる範囲に貼り付けられたものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (ア) 運転者席の運転者が、V_1点又は0点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲 (イ) 前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の 	<p>8-52 窓ガラス貼付物等</p> <p>8-52-1 性能要件</p> <p>8-52-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(8-51-1(2)に掲げる範囲を除く。)には、次に掲げるもの以外のものが装着(窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。</p> <p>ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第29条第4項関係、細目告示第195条第5項関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 整備命令標章 ② 臨時検査合格標章 ③ 検査標章 ④ 保安基準適合標章(中央点線のところから二つ折りとなるよう定められた様式によるものに限る。) ⑤ 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第9条の2第1項(同法第9条の4において準用する場合を含む。)又は第10条の2第1項の保険標章、共済標章又は保険・共済除外標章 ⑥ 道路交通法第63条第4項の標章 ⑦ 車室内に備える貼り付け式の後写鏡及び後方等確認装置 ⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、運行中の運転者の状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車にあっては、(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる範囲に貼り付けられたものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (ア) 運転者席の運転者が、V_1点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲 (イ) 前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲又は前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150mm以内の範囲 (ウ) 試験領域B及び試験領域Bを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲 <p>イ 貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車にあっては、(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる範囲に貼り付けられたものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (ア) 運転者席の運転者が、V_1点又は0点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲 (イ) 前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>20%以内の範囲又は前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から 150mm 以内の範囲</p> <p>(ウ) 試験領域 B 及び試験領域 B を前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲又は試験領域 I 及び試験領域 I を前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲</p> <p>ウ ア及びイの自動車以外の自動車にあっては、(ア)、(イ) 又は (ウ) に掲げる範囲に貼り付けられたものであること。</p> <p>(ア) 運転者席の運転者が、0 点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲</p> <p>(イ) 前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の 20%以内の範囲又は前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から 150mm 以内の範囲</p> <p>(ウ) 試験領域 I 及び試験領域 I を前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲</p> <p>⑨ 公共の電波の受信のために前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれたアンテナであって次に掲げる要件を満足するもの。</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車の前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(ア) 試験領域 A に貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 0.5mm 以下であり、かつ、3 本以下であること。</p> <p>(イ) 試験領域 B (試験領域 A と重複する領域を除く。) に貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 1.0mm 以下であること。</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車の前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(ア) 試験領域 A に貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 0.5mm 以下であり、かつ、3 本以下であること。</p> <p>(イ) 試験領域 B (試験領域 A と重複する領域を除く。) に貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 1.0mm 以下であること。</p> <p>(ウ) 試験領域 I に貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 1.0mm 以下であること。</p> <p>ウ ア及びイの自動車以外の自動車の前面ガラスのうち、試験領域 I に貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 1.0mm 以下であること。</p> <p>⑩ 窓ガラスの曇り及び窓ふき器の凍結を防止する機器であつて、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車に備える場合にあつては、次の (ア) 及び (イ)</p>	<p>20%以内の範囲又は前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から 150mm 以内の範囲</p> <p>(ウ) 試験領域 B 及び試験領域 B を前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲又は試験領域 I 及び試験領域 I を前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲</p> <p>ウ ア及びイの自動車以外の自動車にあっては、(ア)、(イ) 又は (ウ) に掲げる範囲に貼り付けられたものであること。</p> <p>(ア) 運転者席の運転者が、0 点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲</p> <p>(イ) 前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の 20%以内の範囲又は前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から 150mm 以内の範囲</p> <p>(ウ) 試験領域 I 及び試験領域 I を前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲</p> <p>⑨ 公共の電波の受信のために前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれたアンテナであって次に掲げる要件を満足するもの。</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車の前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(ア) 試験領域 A に貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 0.5mm 以下であり、かつ、3 本以下であること。</p> <p>(イ) 試験領域 B (試験領域 A と重複する領域を除く。) に貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 1.0mm 以下であること。</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車の前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(ア) 試験領域 A に貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 0.5mm 以下であり、かつ、3 本以下であること。</p> <p>(イ) 試験領域 B (試験領域 A と重複する領域を除く。) に貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 1.0mm 以下であること。</p> <p>(ウ) 試験領域 I に貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 1.0mm 以下であること。</p> <p>ウ ア及びイの自動車以外の自動車の前面ガラスのうち、試験領域 I に貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 1.0mm 以下であること。</p> <p>⑩ 窓ガラスの曇り及び窓ふき器の凍結を防止する機器であつて、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車に備える場合にあつては、次の (ア) 及び (イ)</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(ア) 窓ガラスの曇りを防止する機器にあっては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、試験領域 A に埋め込まれた場合にあつては機器の幅が 0.03mm 以下で、密度が 8 本/cm (導体が水平に埋め込まれた場合にあつては、5 本/cm) 以下であり、試験領域 B (試験領域 A と重複する領域を除く。) に埋め込まれた場合にあつては機器の幅が 0.5mm (合わせガラスの合わせ面に埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 1.0mm) 以下であること。</p> <p>(イ) 窓ふき器の凍結を防止する機器にあっては、試験領域 B 及び試験領域 B を前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に貼り付けられ、又は埋め込まれたものであること。</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車に備える場合にあつては、次の (ア) から (エ) に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(ア) 窓ガラスの曇りを防止する機器のうち、試験領域 A に埋め込まれたものにあつては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、機器の幅が 0.03mm 以下で、密度が 8 本/cm (導体が水平に埋め込まれた場合にあつては、5 本/cm) 以下であること。</p> <p>(イ) 窓ガラスの曇りを防止する機器のうち、試験領域 B (試験領域 A と重複する領域を除く。) に埋め込まれたものにあつては機器の幅が 0.5mm (合わせガラスの合わせ面に埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 1.0mm) 以下であること。</p> <p>(ウ) 窓ガラスの曇りを防止する機器のうち、試験領域 I に埋め込まれたものあつては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、機器の幅が 0.03mm 以下で、密度が 8 本/cm (導体が水平に埋め込まれた場合にあつては、5 本/cm) 以下であること。</p> <p>(エ) 窓ふき器の凍結を防止する機器にあっては、試験領域 B 及び試験領域 B を前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲又は試験領域 I 及び試験領域 I を前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に貼り付けられ、又は埋め込まれたものであること。</p> <p>ウ ア及びイの自動車以外の自動車に備える場合にあつては、次の (ア) 及び (イ) に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(ア) 窓ガラスの曇りを防止する機器にあっては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、試験領域 I に埋め込まれた場合</p>	<p>に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(ア) 窓ガラスの曇りを防止する機器にあっては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、試験領域 A に埋め込まれた場合にあつては機器の幅が 0.03mm 以下で、密度が 8 本/cm (導体が水平に埋め込まれた場合にあつては、5 本/cm) 以下であり、試験領域 B (試験領域 A と重複する領域を除く。) に埋め込まれた場合にあつては機器の幅が 0.5mm (合わせガラスの合わせ面に埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 1.0mm) 以下であること。</p> <p>(イ) 窓ふき器の凍結を防止する機器にあっては、試験領域 B 及び試験領域 B を前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に貼り付けられ、又は埋め込まれたものであること。</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車に備える場合にあつては、次の (ア) から (エ) に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(ア) 窓ガラスの曇りを防止する機器のうち、試験領域 A に埋め込まれたものにあつては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、機器の幅が 0.03mm 以下で、密度が 8 本/cm (導体が水平に埋め込まれた場合にあつては、5 本/cm) 以下であること。</p> <p>(イ) 窓ガラスの曇りを防止する機器のうち、試験領域 B (試験領域 A と重複する領域を除く。) に埋め込まれたものにあつては機器の幅が 0.5mm (合わせガラスの合わせ面に埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 1.0mm) 以下であること。</p> <p>(ウ) 窓ガラスの曇りを防止する機器のうち、試験領域 I に埋め込まれたものあつては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、機器の幅が 0.03mm 以下で、密度が 8 本/cm (導体が水平に埋め込まれた場合にあつては、5 本/cm) 以下であること。</p> <p>(エ) 窓ふき器の凍結を防止する機器にあっては、試験領域 B 及び試験領域 B を前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲又は試験領域 I 及び試験領域 I を前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に貼り付けられ、又は埋め込まれたものであること。</p> <p>ウ ア及びイの自動車以外の自動車に備える場合にあつては、次の (ア) 及び (イ) に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(ア) 窓ガラスの曇りを防止する機器にあっては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、試験領域 I に埋め込まれた場合</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

にあつては機器の幅が 0.03mm 以下で、密度が 8 本/cm (導体が水平に埋め込まれた場合にあつては、5 本/cm) 以下であること。

(イ) 窓ふき器の凍結を防止する機器にあつては、試験領域 I 及び試験領域 I を前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に貼り付けられ、又は埋め込まれたものであること。

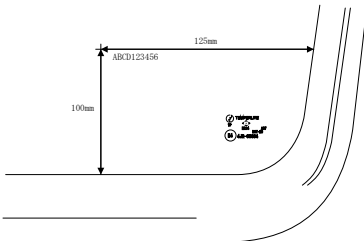
⑪ 駐留軍憲兵隊の発行する自動車の登録に関する標識

⑫ 装着(窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。

この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあつては可視光線透過率が 70%以上であることが確保できるものであること。

⑬ 自動車、自動車の装置等の盗難を防止するための装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であつて、側面ガラスのうち、標識の上縁の高さ又は刻印する文字及び記号の上縁の高さがその附近のガラス開口部の下縁から 100mm 以下、かつ標識の前縁又は刻印する文字及び記号の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から 125mm 以内となるように貼付又は刻印されたもの

(参考図)

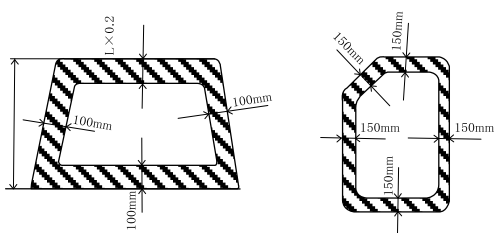


⑭ 大型特殊自動車の窓ガラスに取付けるワイパーモータ、扉の開閉取手(ガラス削り込みを含む。)及びガラス取付用金具等であつて、次に掲げる要件に該当するもの。

ア 前面ガラスにあつては、当該ガラスの上縁であつて、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の 20%以内の範囲又はガラス開口部周囲から各 100mm 以内の範囲に貼り付けられたものであること。

イ 側面ガラスにあつては、ガラス開口部周囲から各 150mm 以内の範囲に貼り付けられたものであること。

(参考図)



【前面ガラスの例】

【側面ガラスの例】

にあつては機器の幅が 0.03mm 以下で、密度が 8 本/cm (導体が水平に埋め込まれた場合にあつては、5 本/cm) 以下であること。

(イ) 窓ふき器の凍結を防止する機器にあつては、試験領域 I 及び試験領域 I を前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に貼り付けられ、又は埋め込まれたものであること。

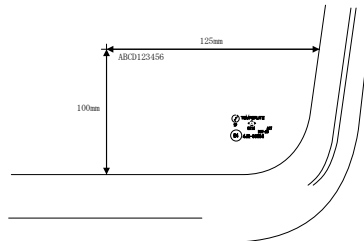
⑪ 駐留軍憲兵隊の発行する自動車の登録に関する標識

⑫ 装着(窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。

この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあつては可視光線透過率が 70%以上であることが確保できるものであること。

⑬ 自動車、自動車の装置等の盗難を防止するための装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であつて、側面ガラスのうち、標識の上縁の高さ又は刻印する文字及び記号の上縁の高さがその附近のガラス開口部の下縁から 100mm 以下、かつ標識の前縁又は刻印する文字及び記号の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から 125mm 以内となるように貼付又は刻印されたもの

(参考図)

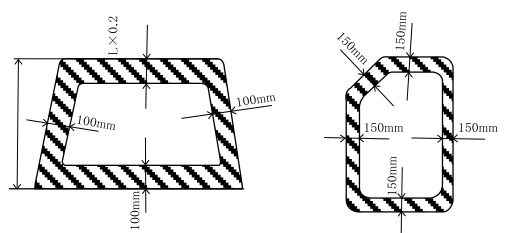


⑭ 大型特殊自動車の窓ガラスに取付けるワイパーモータ、扉の開閉取手(ガラス削り込みを含む。)及びガラス取付用金具等であつて、次に掲げる要件に該当するもの。

ア 前面ガラスにあつては、当該ガラスの上縁であつて、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の 20%以内の範囲又はガラス開口部周囲から各 100mm 以内の範囲に貼り付けられたものであること。

イ 側面ガラスにあつては、ガラス開口部周囲から各 150mm 以内の範囲に貼り付けられたものであること。

(参考図)



【前面ガラスの例】

【側面ガラスの例】

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

- ⑮ 法第75条の4第1項の特別な表示、再資源化の適正かつ円滑な実施のために必要となる窓ガラスの分類についての表示及びその他の窓ガラスにかかる情報の表示であって、運転者の視野の確保に支障がない位置に装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されているもの。
- ⑯ 指定自動車等に装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ又は塗装されているものと同一の構造を有し、かつ同一の位置に装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ又は塗装されているもの。
- ⑰ ①から⑯までに掲げるもののほか、国土交通大臣又は地方運輸局長が指定したもの

(2) (1) ⑯の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次に掲げる範囲(後写鏡及び7-100に規定する鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに7-100-1ただし書の自動車の窓ガラスのうち7-100-1の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。)以外の範囲とする。(細目告示第39条第4項関係、細目告示第117条第5項関係)

- ① 前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲
- ② 側面ガラスであって、自動車の側面に設けられたとびら等より上方に設けられた窓ガラスの範囲
- ③ 側面ガラスであって、自動車の側面に設けられたとびら等の下部に設けられた窓ガラスの範囲
- ④ ③に掲げるもののほか、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車の側面に設けられたとびらの窓ガラスのうち、運転者席の座面を含む水平面より下方の範囲

(参考図)



(3) 窓ガラスに装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密

- ⑮ 法第75条の4第1項の特別な表示、再資源化の適正かつ円滑な実施のために必要となる窓ガラスの分類についての表示及びその他の窓ガラスにかかる情報の表示であって、運転者の視野の確保に支障がない位置に装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されているもの。
- ⑯ 指定自動車等に装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ又は塗装されているものと同一の構造を有し、かつ同一の位置に装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ又は塗装されているもの。
- ⑰ ①から⑯までに掲げるもののほか、国土交通大臣又は地方運輸局長が指定したもの

(2) (1) ⑯の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次に掲げる範囲(後写鏡及び8-100に規定する鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに8-100-1ただし書の自動車の窓ガラスのうち8-100-1の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。)以外の範囲とする。(細目告示第195条第6項関係)

- ① 前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲
- ② 側面ガラスであって、自動車の側面に設けられたとびら等より上方に設けられた窓ガラスの範囲
- ③ 側面ガラスであって、自動車の側面に設けられたとびら等の下部に設けられた窓ガラスの範囲
- ④ ③に掲げるもののほか、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車の側面に設けられたとびらの窓ガラスのうち、運転者席の座面を含む水平面より下方の範囲

(参考図)



(3) 窓ガラスに装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>着している状態を含む。)され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、運転者が次に掲げるものを確認できるものは、(1) ⑫の「透明である」とされるものとする。 (細目告示第39条第5項関係、細目告示第117条第6項関係)</p> <p>① 運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあつては、他の自動車、歩行者等</p> <p>② (2) ①及び②にあつては、交通信号機</p> <p>③ (2) ③及び④にあつては、歩行者等</p> <p>7-52-1-2 テスタ等による審査</p> <p>前面ガラス及び側面ガラス(運転者席より後方の部分を除く。)のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線透過率が、着色フィルム等が装着(窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、又は塗装されたことにより、70%を下回るおそれがあると認められたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。</p> <p>ただし、可視光線透過率が70%を下回ることが明らかである場合には、この限りではない。</p> <p>7-52-2 欠番</p> <p>7-52-3 欠番</p>	<p>着している状態を含む。)され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、運転者が次に掲げるものを確認できるものは、(1) ⑫の「透明である」とされるものとする。 (細目告示第195条第7項関係)</p> <p>① 運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあつては、他の自動車、歩行者等</p> <p>② (2) ①及び②にあつては、交通信号機</p> <p>③ (2) ③及び④にあつては、歩行者等</p> <p>8-52-1-2 テスタ等による審査</p> <p>前面ガラス及び側面ガラス(運転者席より後方の部分を除く。)のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線透過率が、着色フィルム等が装着(窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、又は塗装されたことにより、70%を下回るおそれがあると認められたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。</p> <p>ただし、可視光線透過率が70%を下回ることが明らかである場合には、この限りではない。</p> <p>8-52-2 欠番</p> <p>8-52-3 欠番</p> <p>8-52-4 適用関係の整理</p> <p>7-52-4の規定を適用する。</p>
<p>7-52-4 適用関係の整理</p> <p>令和元年6月30日以前に製作された自動車(平成29年7月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成29年6月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)を除く。)については、7-52-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第26条第4項関係)</p> <p>7-52-5 従前規定の適用①</p> <p>令和元年6月30日以前に製作された自動車(平成29年7月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成29年6月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第26条第4項関係)</p> <p>7-52-5-1 性能要件</p> <p>7-52-5-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(7-51-1(6)に掲げる範囲を除く。)には、次に掲げるもの以外のものが装着(窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていない。</p> <p>ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。</p> <p>① 整備命令標章</p> <p>② 臨時検査合格標章</p> <p>③ 検査標章</p> <p>④ 保安基準適合標章(中央点線のところから二つ折りとなるよう定められた様式によるものに限る。)</p> <p>⑤ 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第9条の2第1項(同法第9条の4において準用する場合を含む。)又は第10条の2第1項の保険標章、共済標章又は保険・共済除外標章</p> <p>⑥ 道路交通法第63条第4項の標章</p> <p>⑦ 車室内に備える貼り付け式の後写鏡及び後方等確認装置</p> <p>⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、運行中の運転者の状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であつて、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車にあつては、(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる範囲に貼り付けら</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

れたものであること。

(ア) 運転者席の運転者が、細目告示別添 37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定する V₁点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲

(イ) 前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の 20%以内の範囲

(ウ) 試験領域 B 及び試験領域 B を前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲

イ アの自動車以外の自動車にあつては、(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる範囲に貼り付けられたものであること。

(ア) 運転者席の運転者が、細目告示別添 37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定する 0 点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲

(イ) 前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の 20%以内の範囲

(ウ) 試験領域 I 及び試験領域 I を前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲

⑨ 公共の電波の受信のために前面ガラスに貼り付けるアンテナ。

この場合において、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であつて試験領域 A 又は試験領域 B に貼り付ける場合にあつては、次のア又はイに掲げる要件、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車以外であつて試験領域 I に貼り付ける場合にあつては、ウに掲げる要件を満足しなければならない。

ア 試験領域 A に貼り付ける場合にあつては、機器の幅が 0.5mm 以下であり、かつ、3 本以下であること。

イ 試験領域 B (試験領域 A と重複する領域を除く。) に貼り付ける場合にあつては、機器の幅が 1.0mm 以下であること。

ウ 試験領域 I に貼り付ける場合にあつては、機器の幅が 1.0mm 以下であること。

⑩ 窓ふき器の凍結を防止する機器であつて、次に掲げる要件に該当するもの

ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車にあつては、試験領域 B 及び試験領域 B を前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に貼り付けられたものであること。

イ アの自動車以外の自動車にあつては、試験領域 I 及び試験領域 I を前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に貼り付けられたものであること。

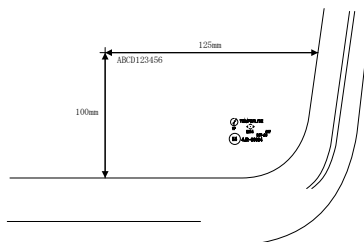
⑪ 駐留軍憲兵隊の発行する自動車の登録に関する標識

⑫ ①から⑪までに掲げるもののほか、装着(窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。

この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあつては可視光線透過率が 70%以上であることが確保できるものであること。

⑬ 自動車、自動車の装置等の盗難を防止するための装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であつて、側面ガラスのうち、標識の上縁の高さ又は刻印する文字及び記号の上縁の高さがその附近のガラス開口部の下縁から 100mm 以下、かつ標識の前縁又は刻印する文字及び記号の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から 125mm 以内となるように貼付又は刻印されたもの

(参考図)



⑭ 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(昭和 48 年 1 月 8 日付け運輸省令第 1 号)附則第 3 項、第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、自動車の側面ガラス(運転者席側を除く。)の最前部附近に車室内から貼付された排出ガス対策ステッカー(表示義務があつた昭和 52 年 3 月 31 日までの間に貼付したものに限る。)

⑮ ①から⑭までに掲げるもののほか、国土交通大臣又は地方運輸局長が指定したもの

(2) (1) ⑫の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次に掲げる範囲(後写鏡及び 7-100 に規定する鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに 7-100-1 ただし書の自動車の窓ガラスのうち 7-100-1 の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。)以外の範囲とする。

① 前面ガラスの上縁であつて、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の 20%以内の範囲

② 側面ガラスであつて、自動車の側面に設けられたとびら等より上方に設けられた窓ガラスの範囲

③ 側面ガラスであつて、自動車の側面に設けられたとびら等の下部に設けられた窓ガラスの範囲

④ ③に掲げるもののほか、乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車の側面に設けられたとびらの窓ガラスのうち、運転者席の座面を含む水平面より下方の範囲

(参考図)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)



(3) 窓ガラスに装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、運転者が次に掲げるものを確認できるものは、(1) ⑫の「透明である」とされるものとする。

- ① 運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあつては、他の自動車、歩行者等
- ② (2) ①及び②にあつては、交通信号機
- ③ (2) ③及び④にあつては、歩行者等

7-52-5-1-2 テスタ等による審査

前面ガラス及び側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線透過率が、着色フィルム等が装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、又は塗装されたことにより、70%を下回るおそれがあると認められたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。

ただし、可視光線透過率が70%を下回ることが明らかである場合には、この限りではない。